覚

預ケ置候銀子之内

一金三両壱朱ト

銭九十文

右白山寺坊修復入用ニ付慥ニ請取申候如件

（安政五年）　蔵之坊兼帯

午九月十八日　恵心院（印）

白川村

庄屋市左衛門様

五九六　借用申金子之事

借用申金子之事

一金子三両弐歩也

右之金子此度無拠入用之儀ニ付借用申処実正也、尤返済之儀者来未年其御村方より納米ヲ以元利共御差引可被下候、為後日依之如件

安政五午十二月　恵心院

法印（印）

白川村

市左衛門様

三一　業務沿革総説（茶業）

控

業務沿革総説

夫レ予カ製茶法ノ祖業ヲ襲ク茲ニ凡壱百年間降リテ安政年前ハ業務萎靡シテ振ハズ、安政中ニ至リ適用ノ土地ヲ選ビ開墾ヲ成ス、何分山間ノ地ニシテ抵地ハ雪霜ノ害ヲ被ムル事多年ナルニヨリ、此寒暑ノ害ヲ免ル為メニ種々考フルニ、此レ従前ハ畑地総体夏冬両度耕作スルニヨリ根ヲ痛メルニ自然茶樹ノ害スルニヨリニ、生芽ニ至リ害ヲ成スハ夏冬両度耕作シ下木草六百貫目斗リ入レ置キタル所以ナルヲ悟リ去ル明治十四年ヨリ耕作セズ、只周囲ヲ耕シ湿気ヲ脱スル為メニ平地ノ畑ハ一反歩ヲ三部ニ分チ大抵五尺位イノ溝ヲ鑿チ、此レ湿気ヲ含メハ自然根ヲ朽シ枝葉繁茂セザル見込ニ有之、大抵肥シ培養ハ山林内ノ下木草ヲ苅リ取リ一反歩ニ付目方一千六百貫目ヲ六月より八月中三度ニ入レ、油カス十玉人糞四十荷ト交合シ、三月十一月両度ニ入レ、耕作セズシテ培養シタルト、前年ノ耕作手間ヲ下木苅リ手間ノ同手間ヲ以テ寒暑ノ害ヲ免レ、根枝切ラザル改ニ勢力ヲ増シ、肥引事十分ナルニヨリ茶樹繁茂シ、生芽ノ収穫先年ト比較スルニ明治十五六年ニ及ビテハ三割以上増如シ、香気色沢是ニ従ヒ現在昨十八年五月三日大霜降リタレトモ一層害ヲ被ル事他ノ比較ヲ見レバ大ニ少シ、是レ功ノ一事ニアリ、本年ニ及ビテハ（抹消）「耕作セズシテ」畑地一面下木草朽チ重リテ肥土トナリ地味厚濃ニナル事此右ニ出ルモノナシ、且ツ製造モ改良ヲ加一爾来需用者ノ愛賞ヲ得テ既ニ明治十八年当郡茶業組合品評会ニ於テ一等ニ賞セラレ、倍々勉励シテ怠ラザルヲ以テ内外国人ノ信用ヲ得テ広ク販輸スルニ至ルモノ也

右申告之件は相違無御座候也

出品人

藤川市左衛門

明治十九年

七月十八日

山城国久世郡第一組白川村
作人出品　藤川市左衛門

煎茶　銘　何々
来歴　種蒔付寛延一年頃今年ニ至リ百三十三年
播種及成熟之気候　播付ニテ凡四ケ年目ヨリ摘採ス、五月五日頃ヨリ十五日間ニ摘採ス
油粕下木及培養ノ　油粕ヲ以テ春一度秋一度冬一度用ユ、下木六
順序　月頃ニ一面ニシキ夏一回ニ冬一回耕
地味適否　亦地
収穫之分量　生芽百二拾貫目

五二二　茶畑下作契約証

茶畑下作契約証

白川
字宮ノ後第拾七番地
一畑反別壱反九畝参歩
一明治卅五年三月拾五ヨリ同卅八年三月拾五日迄参ケ年間下作金
壱ケ年ニ付金拾円ト相定メ、同参拾八年三月十五日ヨリ向七ケ年間ハ壱ケ年ニ付拾弐円ト相定メ候約定也
但シ畑添苅ハゲハ御貴殿ヨリ御支配可被下約定也、尤下草ハ苅取可申候約定ニ御座候也、年貢金ハ毎年七月卅日ニ相納候
右之通り契約ニテ満拾ケ年間下作仕候処確実也、尤期限中ハ大切ニ下作仕候、万一期限中ト雖モ御都合ニヨリ他江売却相成候節ハ右地所御返戻仕候約定也、満期ニ至リ候節ハ元ヨリ、有之候茶樹及柿木ハ申迄ニ無之候得共、有之侭御返戻仕候、桐木ハ伐採ニ致ス約定也、依而下作証如件

白川
下作人
藤川市左衛門

明治卅五年三月十五日

白川寺蔵院
平蘭玉殿

余白紙

番号	資料名	年月日	備　考	
803	(功労者表彰式につき通知書)	大正 6. 3. 3	宇治町長上林楢道→藤川市左衛門	封
804	(功労者祝賀会につき案内状)	大正 6. 3. 3	発起人総代上林楢道→藤川市左衛門	封
805	(神事執行につき案内状)	大正 6. 3. 4	県神社社務所→藤川市左衛門	封
806	大阪朝日新聞付録 万便一提	明治25. 1. 3		版
807	(槇島村山宛地につき立会絵図)	文化 6. 8	綴喜郡田原郷上町村・下町村・久世郡佐山村・佐古村・林村・槇島上村・同下村・白川村庄屋年寄	

番号	資料名	年月日	備　考
767	(震災救恤金につき褒状)	明治27. 2.20	岐阜県知事曽我部道夫→藤川市左衛門
768	(棄児養育料等寄付につき褒状)	明治27. 6. 8	京都府→藤川市左衛門
769	(小学校費寄付につき褒状)	明治27.10. 1	京都府知事中井弘→藤川市左衛門
770	(宇治町農会委員当選通知書)	明治27.10	宇治町農会→藤川市左衛門
771	告知(町会議員当選につき)	明治28. 4.26	宇治町長服部鉄之助→藤川市左衛門
772	(臨時衛生委員推薦状)	明治28. 8.18	宇治町長服部鉄之助→藤川市左衛門
773	(悪疫流行時尽力につき慰労状)	明治29. 1. 1	宇治町長服部鉄之助→藤川市左衛門
774	(尋常小学校費寄付につき褒状)	明治29. 1. 4	京都府知事山田信道→藤川市左衛門
775	(白川区会一級議員当選通知書)	明治29. 6. 3	宇治町長菱木時之助→藤川市左衛門
776	証(本堂修繕寄付金受納につき)	明治29. 6.27	大久保村字広野円蔵院→藤川市左衛門
777	(水害地学校救済義金につき礼状)	明治29.11. 8	京都府教育会久世郡部会長井上豹太郎→藤川市左衛門
778	(白川区長当選通知書)	明治30. 2.26	宇治町助役長井耕雪→藤川市左衛門
779	(明治27・28年戦役従軍者家族扶助寄付につき褒状)	明治30. 6. 1	京都府知事山田信道→藤川市左衛門
780	(豊太閤墳墓修理等寄付につき礼状)	明治31. 1.10	豊国会会長侯爵黒田長成→藤川市左衛門
781	(明治29年被災者救恤につき褒状)	明治31. 7. 1	岩手県知事服部一三→藤川市左衛門
782	(赤痢予防委員当選通知書)	明治32. 3.30	宇治町長岩井勘造→藤川市左衛門
783	記(御饌料受納につき)	明治32. 4. 6	皇大神宮神楽殿
784	(伝染病予防委員当選通知書)	明治32. 7.29	宇治町長岩井勘造
785	(菟道尋常小学校へ寄付につき褒状)	明治32. 3. 1	京都府知事内海忠勝→藤川市左衛門
786	履歴書	明治33. 4. 6	藤川市左衛門　竪
787	(宇治町収入役選任認可書)	明治33. 4.12	久世郡長伴時彦→藤川市左衛門
788	(宇治町尚武義会会費徴収事務嘱託状)	明治33.8.1	宇治町尚武義会長入江宗太郎→藤川市左衛門
789	(尋常小学校建築寄付金領収書)	明治34. 4. 1	槇島町長岡田佐吉→藤川市左衛門
790	(槇島尋常小学校備品費寄付につき褒状)	明治35. 3. 1	京都府知事大森鍾一→藤川市左衛門
791	感謝状(赤痢予防費等へ寄付につき)	明治35.10.16	濃飛育児院→藤川市左衛門
792	(白川区一級議員当選通知書)	明治36. 4.10	宇治町長岩井勘造→藤川市左衛門
793	告知書(白川区会二級議員当選につき)	明治36. 4.10	宇治町長代理助役中村八郎太郎→藤川市左衛門
794	(農会副代表当選通知書)	明治39. 2. 5	宇治町農会→藤川市左衛門
795	感謝状(基金へ寄付につき)	明治42. 2.25	宇治町在郷軍人会会長上林楢道→藤川市左衛門
796	当選告知書(白川区会一級議員)	明治42. 4. 9	選挙掛長宇治町長上林楢道→藤川市左衛門
797	嘱託書(委員)	明治42. 9.15	宇治町尚武義会長上林楢道→藤川市左衛門
798	謝状(寄付金領収につき)	大正 3. 1.21	帝国在郷軍人会会長寺内正毅→藤川市左衛門
799	(自治制25年記念品贈呈状)	大正 3. 4.22	宇治町長上林楢道→藤川市左衛門
800	嘱託書(白川東組納税副組合長)	大正 4. 2.27	宇治町長上林楢道→藤川市左衛門
801	嘱託書(宇治保勝会評議員)	大正 5.12.16	宇治保勝会会長前田千賀良→藤川市左衛門
802	御通知書(功労者推薦につき)	大正 6. 3. 2	宇治町長上林楢道→藤川市左衛門

番号	資料名	年月日	備　考
「732～734巻込一括			
732	記（金銭計算）	－	
733	記（金銭計算）	－	
734	記（金銭計算）	－	
735	差入申一札之事（近衛様御満金借用）	－	白川村庄屋市左衛門他→庄三郎他
736	（金子借用証文）	－	前後欠
737	辞職御願	－	白川区長藤川市左衛門→　後欠
738	（園芸代金書留帳断簡）	明治22.10	
739	（電話代等領収書一括）	大正10～11	
740	（未使用封筒）	－	宇治町藤川市太郎　電話宇治一八番
741	記（未使用勘定書一括）	－	白山窯元宇治町藤川市太郎　電話宇治一八番
「742～745包紙一括			
742	種痘証符（白川村藤川市左衛門）	明治 7. 6.12	京都府種痘館
743	種痘証符（五ケ庄村山本七郎兵衛長女いか）	明治 7. 6.19	京都府種痘館　包
744	種痘証符（白川村藤川市左衛門妹もと）	明治 7. 6.12	京都府種痘館　包
745	種痘証符（白川村藤川市左衛門三男重次郎）	明治20.11.22	宇治町種痘医松川洞伯　封
「746～805包紙一括			
746	（白川村戸長につき辞令）	明治11. 5.10	京都府→藤川市左衛門
747	（虎列刺流行衛生予防金寄付につき褒状）	明治12.12.20	京都府→藤川市左衛門
748	（組総代当選通知書）	明治13. 8.20	久世郡第一組戸長役場→藤川市左衛門
749	（戸長役場筆生につき辞令）	明治15. 8.21	宇治町宇治郷白川村連合戸長役場→藤川市左衛門
750	（連合会議員当選通知書）	明治16. 6.12	宇治町宇治郷白川村連合戸長役場→藤川市左衛門
751	（茶業組合第一番小組幹事当選通知書）	明治17. 2.10	久世郡茶業組合事務局→藤川市左衛門
752	（部内筆生につき辞令）	明治17. 2	宇治町宇治郷白川村連合役所→藤川市左衛門
753	（白川村村会議員当選通知書）	明治17. 7	宇治町外連合戸長井上瀬平→藤川市左衛門
754	（部内連合会議員当選通知書）	明治17. 7	宇治町外連合戸長井上瀬平→藤川市左衛門
755	（宇治交番所建設金寄付につき褒状）	明治18.12.10	京都府知事北垣国道→藤川市左衛門
756	（部内戸長選挙委員当選通知書）	明治19. 6.13	宇治町外四ケ郷村戸長心得用掛岡田佐吉→藤川市左衛門
757	（連合会議員当選通知書）	明治20. 6.24	宇治町外四ケ郷村戸長石崎寿昌→藤川市左衛門
758	（白川村会議員当選通知書）	明治20. 6	宇治町外四ケ郷村戸長石崎寿昌→藤川市左衛門
759	（宇治町外八箇村連合町村会議員当選通知書）	明治20. 9. 5	久世郡長荒井公木→藤川市左衛門
760	（連合会議員当選通知書）	明治20.11.17	宇治町外四ケ郷村戸長石崎寿昌→藤川市左衛門
761	（尋常小学校金寄付につき褒状）	明治22.10.29	京都府知事北垣国道→藤川市左衛門
762	証（製茶受納）	明治23.10.13	金刀比羅宮社務所→宇治町藤川市左衛門
763	証（煎茶受納）	明治24.10.23	金刀比羅宮社務所→宇治町藤川市左衛門
764	（尾張震災救恤義捐品領収証）	明治24.11	京都日赤聖公会→藤川おすへ
765	（震災救恤金につき褒状）	明治26. 3. 1	愛知県知事時任為基→藤川市左衛門
766	（記念祭協賛会につき案内状）	明治26.11.20	中井弘→藤川市左衛門

番号	資料名	年月日	備　考	
697	借用金証	明治45. 1.20	白川柴田松太郎→藤川市左衛門	
「698・699封筒一括				
698	抵当権設定会金払戻契約証書正本	大正2.12.9	公証人京都地方裁判所所属伏見町田山邑平	竪
699	貸金弁済証書	大正 7. 3.10	宇治町山田庄三郎→藤川市左衛門	
「700・701封筒一括				
700	抵当権設定会金払戻契約証書	大正 3. 5.16	伏見町帯刀公証人田山邑平	竪
701	抵当権移転登記申請書	大正14. 3.26	入江宗太郎他→京都区裁判所伏見出張所	竪
「702・703封筒一括				
702	抵当権設定会金払戻契約証書正本	大正3.8.21	公証人京都地方裁判所所属伏見町田山邑平	竪
703	貸金弁済証書	大正 7. 4.15	宇治町山田庄三郎→服部信造他	
704	小作之件確証	大正 3.10	小作主村田寅吉他→藤川市太郎	
705	抵当権設定会金払戻契約証書正本	大正 3.12.23	公証人京都地方裁判所所属田山邑平	封 竪
706	抵当権設定金銭貸借証書正本	大正 4.10.21	公証人京都地方裁判所所属伏見町田山邑平	封 竪
707	土地売渡証	大正 5.12. 6	藤川市左衛門→政木シナ	
708	領収証（山代金）	大正 7. 3.17	古川徳次郎→藤川市太郎	
709	売渡契約書（山）	大正 7. 3.17	古川徳次郎→藤川市太郎	
710	利子請取証	大正 8.12.25	藤川市左衛門→服部種三郎	
711	領収証	大正 9. 8. 6	乙訓郡久我村収入役安田親信→藤川市左衛門	封
712	不動産売渡契約書	大正15. 3.10	古川新造→藤川市太郎	
713	土地入札	大正15. 9. 5		横
714	（府会議員候補池本甚四郎後援依頼状）	昭和 2. 9	小山元次郎・森下安之助→藤川市太郎	
715	（兎狩につき礼状）	昭和 3. 3. 7	工兵大尉北村達三→藤川	
716	契約書（古家白川より平等院前へ移転）	昭和7.10.8	池村秀他→藤川市太郎	
717	覚（金子貸借勘定）	巳. 5.13		
718	御上様より御下ケニ相成候証	未. 3.17	封筒のみ	
719	（貸金断り状）	申. 2.27	万庄→との新右衛門	
「720～725巻込一括				
720	キ（呉服代勘定）	4.15	西京四条通御旅町大丸市兵衛→上	
721	記（宿泊料等勘定）	4.16	三条小橋万甚→藤川	
722	覚（勘定）	4.16	大忠→上	
723	覚（勘定）	4.20	高しま屋新七孝助→上	
724	覚（勘定）	6.20	大忠→上	
725	覚（勘定）	9. 8	大忠→上	
726	記（勘定）	6. 3	西沢儀→白川村藤川	
727	値段書（諸道具）	10.13	高辻柳馬場西舛勘→上	
728	売り渡シ申立木山之事	－		
729	献立	－	□□屋→藤川	
730	売り渡し申山之事	－		
731	契約証書（製茶代金）	－	宇治町塚本久次郎→白川藤川市左衛門	

番号	資料名	年月日	備　考
662	借用書証(金銭)	明治24. 4. 3	伏見町字鍛冶屋西沢儀兵衛→藤川市左衛門
663	和解申請	明治24. 7. 2	矢野□七→伏見区裁判所判事御園生智弘
664	借用金証	明治24. 7. 4	河内国讃良郡豊野村広谷彦五郎→藤川市左衛門
「665～669一括			
665	約束手形	明治24. 7.12	塚本久次郎→藤川市左衛門
666	約束手形	明治24. 7.12	塚本久次郎→藤川市左衛門
667	約束手形	明治24. 7.12	塚本久次郎→藤川市左衛門
668	約束手形	明治24. 7.12	塚本久次郎→藤川市左衛門
669	約束手形	明治24. 7.12	塚本久次郎→藤川市左衛門
670	田地下作証	明治24.12.20	下作人宇治町藤井伝次郎他→服部種三郎
671	借用金証	明治25.11. 7	借用人宇治町中井安之介→白川藤川市左衛門
672	借用金証	明治26. 9. 2	古川吉造他→藤川市左衛門
673	椚苗売渡し証	明治28.11.15	宇治町谷口常吉→白川藤川市左衛門
674	公債拝借証	明治30. 6.12	大久保村広野大橋季次→藤川市左衛門　封
675	(伐木許可書)	明治32. 1.19	京都府知事内海忠勝→藤川市左衛門
676	借用金証	明治33. 4.22	綴喜郡田原村高尾植村広吉→白川藤川市左衛門
「677～683封筒一括			
677	(出頭通知書)	(明治) 34.7.18	伏見区裁判所→尾崎坊定之　はがき
678	証明書(戸籍)	明治34. 7.19	宇治町戸籍吏岩井勘造
679	金円貸借月賦崩済契約証書正本	明治40. 3.21	伏見区裁判所管内伏見町字帯刀田山邑平他　竪
680	弁済証(金銭)	明治43. 7.10	宇治町入江宗太郎→藤川市左衛門
681	保証書	大正 3. 8.21	伏見町友岡駒吉他
682	(保証代等勘定綴)	8.22	岩井貞次郎→藤川
683	(登記につき書状)	－	宇治町杉本時次郎→藤川
684	承認証書(遺産相続につき)	明治34	服部信造→藤川市左衛門
685	金預り証	明治37. 7. 1	預り主白川藤川市左衛門→宇治町岩井英次　包
「686・687封筒一括			
686	奉公差遣契約証	明治38. 9. 1	綴喜郡田原村高尾中村卯吉→藤川市左衛門
687	奉公差遣契約証	明治38. 9. 1	綴喜郡田原村高尾中村卯吉→藤川市左衛門
688	証(宇治川電力株買受につき)	明治39. 1.20	菱木時之助→藤川市左衛門
689	証(宇治川電力株買受につき)	明治39. 1.20	菱木時之助他→藤川市左衛門
「690～695こより一括			
690	臨時株主総会召集通知状	明治44. 1. 4	株式会社京都府農工銀行→藤川市左衛門　はがき
691	(上村家につきはがき)	明治44. 2. 3	いなり前宇野弥四郎
692	(荷物につきはがき)	明治44. 2. 7	嫁入道具商高辻通烏丸東入森寅治郎→藤川
693	(上村家につきはがき)	明治44. 2.12	
694	(献立につきはがき)	明治44. 2.17	京都市広道通松原北入浮田徳兵衛→北村庄次郎
695	宇野弥四郎書状(上村家につき)	1.31	→藤川市左衛門
696	土地売渡証書	明治44.11.25	宇治町妙楽安堂伊之松→藤川市太郎

番号	資料名	年月日	備　考
626	借用証券（金銭）	明治10. 7. 8	宇治郷桜町永田次助他→白川村藤川市左衛門
627	証券（借用金遅滞につき）	明治10.11.21	山口恒治郎他→藤川市左衛門
628	証券（借用金遅滞につき）	明治10.11	何屋何兵衛他→藤川市左衛門
629	借用金証券	明治14. 9. 3	上京大文字町升谷為介→服部種三郎他　包
630	借用金證証	明治14.10.25	借用主藤岡卯之助→白川村藤川市左衛門
631	山地売渡証券	明治15. 1.31	白川村村田新次郎他→藤川市左衛門
632	差入証	明治15. 7.23	宇治町小島伝治郎他→藤川市左衛門
633	借用金証券	明治15. 9. 2	借用人桂久太郎他→藤川市左衛門
634	借用金証券	明治15.10. 2	借用人桂久太郎他→藤川市左衛門
635	委任状	明治15	宇治町小島伊八
636	辞職再御願（連合戸長役場筆生）	明治16. 3. 1	藤川市左衛門→宇治町郷白川村連合戸長井上瀬平
637	田地売渡証	明治17. 2.23	宇治町田中九兵衛他→藤川市左衛門
638	田地売渡証	明治17. 2.23	宇治町坂本栄吉他→藤川市左衛門
639	覚（呉服代領収）	明治17. 4.15	京東洞院御池上ル内貴清兵衛→藤川
640	覚（呉服代領収）	明治17. 4.20	京東洞院御池上ル内貴清兵衛→藤川
641	覚（呉服代領収）	明治17. 4.21	京東洞院御池上ル内貴清兵衛→藤川
642	借用金証券	明治17. 8. 1	宇治町田中九兵衛→藤川市左衛門
643	覚（呉服代領収）	明治17. 9. 8	京東洞院御池上ル内貴清兵衛→藤川
「644～646包紙一括			
644	借用金別紙差入証	明治17.10. 7	宇治町塚本久治郎→白川村藤川市左衛門
645	証（貸金預りにつき）	酉.10. 7	岩井勘造→藤川市左衛門
646	（元利計算書付）	－	
647	御受書（松茸山につき）	明治17.11.21	直心影流二家栄之助他→古川与兵衛他
648	仲間田地為取替約定証	明治18. 2.15	柴田勘兵衛→藤川市左衛門　竪
649	下作約定証	明治18. 2.15	下作人古川豊次郎他→柴田勘兵衛他
「650～656こより一括			
650	林地所売渡証	明治18. 2.27	売渡人白川村総代服部政之助他→藤川市左衛門
651	地所売渡証	明治23. 9. 1	売渡人白川山本定次郎他→白川藤川市左衛門　竪
652	立木売渡し証	明治26. 4.30	白川古川為次郎他→藤川市左衛門
653	地所売渡し証	明治27. 2.23	白川古川為次郎他→藤川市左衛門
654	地所遺嘱贈与証（服部モト死去につき）	明治27. 2.23	戸主服部種三郎・親族服部政之助・同古川為次郎→服部きく江・後見人藤川市左衛門　竪
655	畑地売渡証	明治27. 3.24	白川古川千吉他→藤川市左衛門
656	地所売渡証	明治27. 9.13	売渡人服部種三郎→藤川すへ　竪
657	仕切決算表	明治18.11	山城製茶会社→藤川市左衛門
658	仕切決算表	明治19. 1.15	山城製茶会社→藤川市左衛門
659	売渡シ証券（林）	明治19. 3.13	売渡シ人古川与兵衛他→藤川市左衛門
660	記（金銭勘定）	（明治）21. 4. 1	□□→藤川市左衛門
661	差入ノ証（柳川ヒサにつき）	明治24. 3.27	野田政吉→藤川市左衛門

番号	資料名	年月日	備　考
590	覚(恵心院一件入用等勘定)	丑. 3.20	清蔵→市左衛門
591	覚(頼母子懸銀等勘定)	丑. 6. 6	清蔵→市左衛門
592	覚(庄屋付替銀等勘定)	丑. 6.12	清蔵→市左衛門
593	覚(恵心院一件入用等勘定)	−	清蔵→市左衛門
「594・595巻込一括			
594	借用申銀子之事(白山宮修復銀)	安政 5. 8	白川村庄屋市左衛門他→蔵之坊兼帯恵心院法印
595	覚(修復入用等勘定)	安政 6. 2.13	
「596・597包紙一括			
596	借用申金子之事	安政 5.12	恵心院法印→白川村市左衛門
597	覚(白山寺坊修復入用受取)	午. 9.18	蔵之坊兼帯恵心院→白川村庄屋市左衛門
598	借用申銀子之事	安政 6.12	借用主勘兵衛他→市左衛門
599	借用申金子之事	万延 1. 7	借用主宇治新町花屋久次郎他→耕石庵
600	借用申御年貢銀之事	文久 3.12	借用主伝三郎他→庄屋市左衛門他
601	借用申金子之事(稼方船買求につき)	慶応 2. 4	借用主小廻シ平吉他→市左衛門他
602	借用申金子之事	慶応 2.11	志津川村新五郎内かず他→白川村市左衛門　包
603	借用申金子之事	慶応 3. 4	借用主嘉兵衛→市左衛門
604	借用申金子之事	慶応 3. 9	借用主与兵衛他→市左衛門
605	借用申金子之事	慶応 3.12	借用主庄屋重五郎他→清蔵他
606	借用申金子之事	慶応 4. 6	伏見豊後橋町[ ]庄右衛門他→白川村清造
607	借用申金子之事	慶応 4. 7	伏見豊後橋町万屋庄右衛門他→白川村市左衛門
608	差入申一札之事(小作)	明治 3. 8	上ノ山三右衛門他→白河村役人中・市左衛門
609	乍恐奉願口上書(丸屋甚兵衛箱訴につき)	(明治)4.3.17	白川村百姓新次郎→京都府庁
610	借用申金子之事	明治 4.10	伏見豊後橋町船越荘右衛門→白川村藤川市左衛門
「611～623こより一括			
611	覚(地券証印税領収)	明治 6	戸長→藤川市左衛門
612	売付書証(備前米・加賀米)	明治13.12. 6	村上秀治郎→井ノ内太兵衛
613	記(石州米等勘定)	明治13.12.20	井ノ内→藤川市左衛門
614	御積り書	(明治)23. 8	左官吉田亀次郎→藤川市左衛門
615	証(金銭領収)	巳. 8. 2	伊勢嶋使政吉→種治郎
616	井内書状(新古米交換につき)	3. 6	→藤川・服部
617	井内書状(新古米交換につき)	5. 5	→藤川・服部
618	記(越中新米等渡)	6.14	井内→藤川・服部
619	記(米代勘定)	6.29	井内→藤川
620	記(米取替約定)	12.29	伏見両替町十二丁目井ノ内太兵衛→服部政之助
621	仕法書(講)	−	
622	(講金計算書)	−	
623	品物控書(着物)	−	横
624	借用申金子之事	明治 7.11	借用主宇治新町久治郎他→市左衛門　包
625	借用申一札之事(金銭)	明治 9. 3. 2	桜町永田吉兵衛→お京

番号	資料名	年月日	備　考
558	借用証(金銭)	大正 3.10. 9	藤川市左衛門→藤井伝次郎
「559～561巻込一括			
559	借用証(金銭)	大正 3.10.22	藤川市左衛門→藤井伝次郎
560	借用証書(金銭)	大正 5. 8. 8	藤川市左衛門→藤井伝次郎
561	仮借用証(金銭)	大正 5. 8.30	藤川市左衛門→藤井伝次郎
「562・563巻込一括			
562	借用証(金銭)	大正 3.12.25	藤川市左衛門→藤井伝次郎
563	借用金証	大正 4. 3.10	藤川市左衛門→宇治町藤井伝次郎
564	仮借用証書	大正 4. 1.18	藤川市左衛門→藤井伝次郎
565	仮借用金証	大正 4. 7.19	藤川市左衛門→服部信造
566	借用金証	大正 4.10.19	藤川市左衛門→藤井伝次郎
567	借用証書(金銭)	大正 5. 6. 6	藤川市左衛門→中村勝太郎
568	売渡証(山林)	大正 5. 6.25	白川区長中村勝太郎→藤川市左衛門
569	記(利息領収)	大正 5. 8.31	宇治町茶問屋藤井伝次郎→藤川市左衛門
570	取急キ御依頼書	卯. 4.20	いわ井→藤川
「571・572巻込一括			
571	記(元利計算)	巳. 8.14	岩井→藤川
572	御回答	12.31	岩井勘造→藤川市左衛門
573	覚(元利計算)	戌. 1	今堀喜→藤川市左衛門
574	山本書状	2. 4	→藤川
575	記(利息計算)	－	
576	(断簡)		
577	記(利息計算)	－	
578	借用申金子之事	嘉永 3.12	借用主伝三郎→市左衛門
579	借用申金子之事	嘉永 5. 8	借用主宇治郷新町花屋久次郎他→白川村利右衛門
580	差入申一札之事(六石山分地につき)	嘉永 5.11	槇島村→白川村新次郎他
581	借用申銀子之事	嘉永 6.12	借り主与兵衛他→市左衛門
582	借用申銀子之事	嘉永 6.12	借り主伝三郎他→市左衛門
583	宛置申地面之事(福泉坊裏屋敷)	安政 3. 3	白山金色院蔵之坊兼帯恵心院法印・同院役人林甚三郎→白川村市左衛門
「584・585包紙一括			
584	一札(奉納金受取)	安政 3. 6	宇治恵心院法印良宥→白川村庄屋市左衛門
585	恵心院法印書状	12.17	→白川村市左衛門
586	差入申一札之事(地面故障につき)	安政 3.11	恵心院→白川村役人中
「604～595包紙一括			
587	覚(宮山雑木代等受取)	安政 4. 9. 5	蔵之坊兼帯恵心院・白川村庄屋市左衛門→半四郎
588	覚(宮山松木立枯代受取)	安政 4. 9. 5	蔵之坊兼帯恵心院・白川村庄屋市左衛門→重五郎
「589～593こより一括			
589	(銀借用等証文写)	安政 4. 9	白川村庄屋市左衛門他→蔵之坊兼帯恵心院法印